

# 情報処理 第5回目

---

Marie Ogawa

情報教育



## 今後の流れ

第6回目 Word 定型文書の作成

第7回目 Word 視覚的な情報伝達

第8回目 Excel 基本操作／表作成のための工夫

第9回目 オンライン講義(便利な機能特集)

第10回目 Excel 関数の利用

第11回目 Excel グラフの作成／データの並び替えと抽出

第12回目 PowerPoint

第13回目 PowerPoint／課題作成①

第14回目 課題作成②／まとめ

# 授業で行わない範囲

---

- 第1章 基本操作とWeb検索
  1. パソコンの起動と終了
  2. ファイルとフォルダー
  3. Webブラウザ
- 第2章 Wordの基本操作 P24まで

# 著作権

---

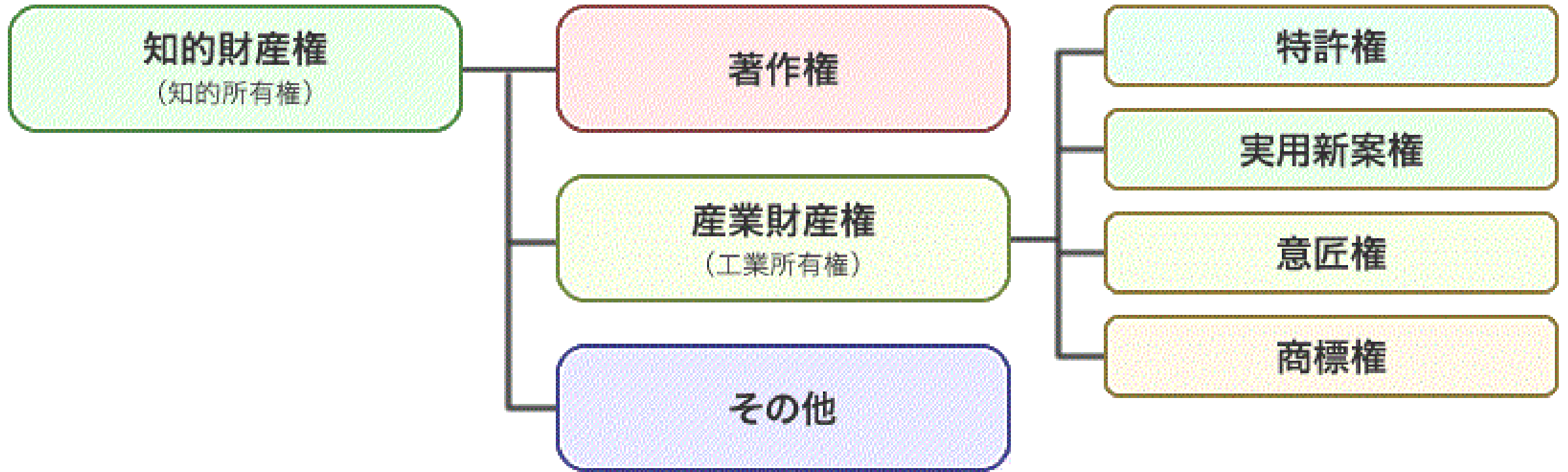
教科書 P.180-181

# 著作権

---

自分が作った言葉や音楽、映画、  
映像といった著作物を、他人に無断で  
利用されないようにするための権利。





- 半導体集積回路配置図に関する権利
- 種苗法
- 地理的表示法
- 不正競争防止法など

公益社団法人著作権情報センター「著作権って何？」<https://www.kidscric.com/qa/hajime/index.html> (2020/06/25)

# 著作者

---



「著作物を創作する人」のこと

創作した人が、

幼稚園児でも小説家でも、著作者であることに変わりはありません。

# 著作物

---

1. 「思想又は感情」を
2. 「創作的」に
3. 「表現したもの」であって、
4. 「文芸, 学術, 美術又は音楽の範囲」に属するものと定義されている。



言語の著作物	論文、小説、脚本、詩歌、俳句、講演など
音楽の著作物	楽曲及び楽曲を伴う歌詞
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンスなどの舞踊やパントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置など(美術工芸品も含む)
建築の著作物	芸術的な建造物(設計図は図形の著作物)
地図、図形の著作物	地図と学術的な図面、図表、模型など
映画の著作物	劇場用映画、テレビドラマ、ネット配信動画、ビデオソフト、ゲームソフト、コマーシャルフィルムなど
写真の著作物	写真、グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

公益社団法人著作権情報センター「著作物にはどんな種類がある? <https://www.kidscric.com/qa/hajime/hajime1.html>

(2020/06/25)

# 著作権で保護されないもの

アイデア	料理のレシピなど、 実用物の作り方	鉛筆やハサミなどの 実用品のデザイン
ニュースや本の 見出し	プログラム言語	人事異動などの 単なるお知らせ
住所や電話番号の ようなデータ	憲法をはじめとする 法令	裁判所による判決、 決定、命令

# 著作者人格権（人格的な利益を保護）

公表権	自分の著作物で、まだ公表されていないものを公表するかしないか、するとすれば、いつ、どのような方法で公表するかを決めることができる権利
氏名表示権	自分の著作物を公表するときに、著作者名を表示するかしないか、するとすれば、実名か変名かを決めることができる権利
同一性保持権	自分の著作物の内容又は題号を自分の意に反して勝手に改変されない権利

# 著作権(財産権)(財産的な利益を保護)

複製権	著作物を印刷、写真、複写、録音、録画などの方法によって有形的に再製する権利
上演権・演奏権	著作物を公に上演したり、演奏したりする(上演、演奏の録音物を再生することを含む)権利
上映権	著作物を公に上映する権利
公衆送信権・ 公の伝達権	著作物を自動公衆送信したり、放送したり、有線放送したり、また、それらの公衆送信された著作物を受信装置を使って公に伝達する権利 * 自動公衆送信とは、サーバーなどに蓄積された情報を公衆からのアクセスに応じ自動的に送信することをいう。また、そのサーバーに蓄積された段階を送信可能化という。
口述権	言語の著作物を朗読などの方法により口頭で公に伝える(口述の録音物を再生することを含む)権利

# 著作権（財産権）（財産的な利益を保護）

展示権	美術の著作物と未発行の写真の著作物の原作品を公に展示する権利
頒布権	映画の著作物の複製物を頒布（販売・貸与など）する権利
譲渡権	映画以外の著作物の原作品又は複製物を公衆へ譲渡する権利
貸与権	映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利
翻訳権・ 翻案権など	著作物を翻訳、編曲、変形、翻案等する権利（二次的著作物を創作する権利）

公益社団法人著作権情報センター「著作者にはどんな権利がある？」<https://www.kidscric.com/qa/hajime/hajime2.html>

(2020/06/25)

# 権利の発生

---

自動的に発生

# 保護期間

---

著作物の種類	保護期間
実名(周知の変名を含む)の著作物	死後70年
無名・変名の著作物	公表後70年 (死後70年経過が明らかであれば、そのときまで)
団体名義の著作物	公表後70年 (創作後70年以内に公表されなければ、創作後70年)
映画の著作物	公表後70年 (創作後70年以内に公表されなければ、創作後70年)

公益社団法人著作権情報センター「著作権の保護期間はどれだけ? <https://www.kidscric.com/qa/hajime/hajime3.html>

(2020/06/25)

# 保護期間は長い方がいいの？

---

## デメリット

- 古い作品が早く新しい作品に生まれ変われば文化や経済の発展に役立つ
- 保護期間を延ばすと、許諾を得るために、著作権者を探すのが難しくなる
- 輸入された著作物にも、日本の著作権法が適用されるので、他国より保護

期間が短い方が、海外作品を早く再利用できる。

小寺信良(2017)「学校で知っておきたい著作権② 運動会の旗に漫画キャラは描いてもいいの？」 汐文社 p15



# 著作物を自由に使える場合

---

1. 私的使用のための複製
2. 図書館などでの複製
3. 引用
4. **学校**における複製など
5. 非営利目的の演奏など

# 引用(教科書p185)

---

自説を補強などするために、自分の著作物の中に、公表された他人の著作物を掲載する行為。

- ・必然性があること
- ・質的量的に主従関係であること
- ・引用部分が明確に分かること
- ・著作物の出どころを明示していること
- ・引用部分を原文のまま取り込んでいること

# ©の意味

---

著作権マーク。Copy Rightの略号。

著作権表示等がなくても著作物が創作された時に著作権が発生するという無方式主義が採用されたため、ほとんどの国で著作権マークによる明示をしなくても著作権を得ることができる

© 2020 Marie Ogawa

# クリエイティブ・コモンズ

---

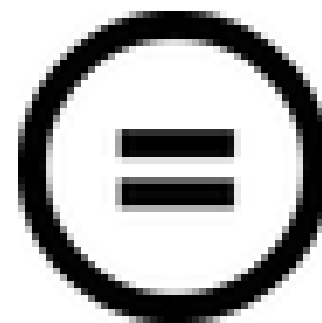
著作権者の意思表示。



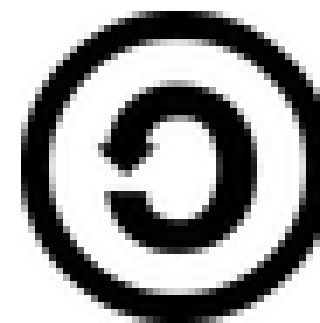
**表示**



**非営利**



**改変禁止**



**継承**

# 二次創作とパロディ

---

## 二次創作

元になった作品が明確にわかる形で製作された、別の作家による創作活動。

例えば、ハリーポッターの子どもの物語（世界観やキャラクターを借りる）

## パロディ

元の作品が明確にわかる形で製作された、別の作家による創作物

# 両者の違い

---

- 作品の核心になる部分に変更
- 全く違う意味になる
- 批判したりするための表現手法の1つ

# 教育機関における複製（著作権法第53条）

---

「授業」で使用するために必要な範囲の著作物を自由に複製することができます。

書籍、新聞、雑誌、漫画、音楽、映像、

OK。



# 学校での複製の条件

---

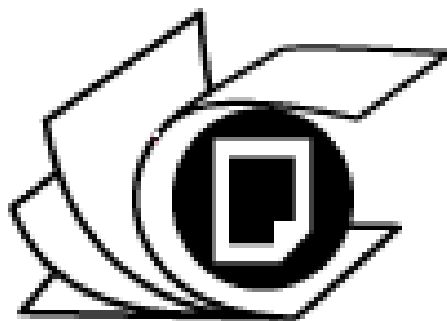
1. 営利を目的としない教育機関
2. 授業などを担当する教員やそれを受ける学習者自身が行為を行うこと
3. 必要な限度内の部数であること
4. 著作権者の利益を不当に害さないこと
5. 出どころを明示すること。



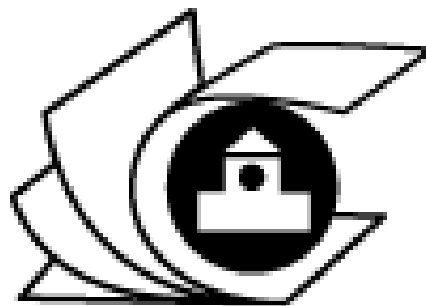
# 自由利用マーク

---

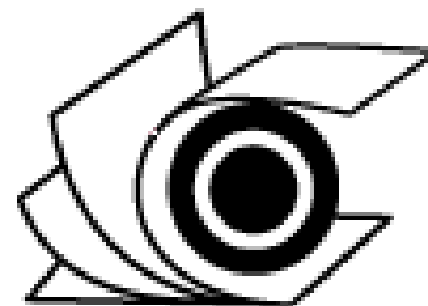
文化庁が著作物の利用の効率化を図るために制定した「自由利用マーク」です。



コピーOK



学校教育OK



障害者OK

文化庁「自由利用マーク」 <https://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/> (2020/06/25)

# 事例紹介

## これっていいの？著作権

---

# 本や新聞の一部をコピーして 授業で配ってもいいの？

---

- 学校などの授業で必要な範囲 ○
- 教員会議等は ×

# テレビ番組を録画して、 授業で使ってもいいの？

---

○

「営利を目的としない上演」が認められてる。

× → 授業以外でも生徒が自由に見る  
バス移動のDVD鑑賞

# 放課後に絵本の読み聞かせを行いたい

---

○

「営利を目的としない上演等」



# 音楽会で歌を歌うときに許可はいるの？

---

○

著作権法第38条「営利を目的としない上演等」

× → 来場者に歌詞を配布する  
楽譜を購入していない場合

# 運動会の旗やプラカードに漫画のキャラクターを書きたい。

---

運動会や文化祭といった学校行事も、授業の過程の1つであるという解釈が一般的。

「教育的効果」が認められるものであれば、必要な限度においてキャラクターを書くことはOK.



# 地図をコピーして修学旅行のしおりに載せたい

---

地図も著作権法で保護される、著作物の1つ。

授業やそれに類する学校行事 ○

保護者向けの説明資料 ×

「Open Street Map」





# ハチ公を写真に撮って印刷物に使いたい

---

ハチ公のように、一般に公開している美術は、いくつかの例外を除いて、どのような方法でも利用できます。

例外) 複製して公開、だれかに渡す、だれかに販売等

# 給食やお昼休みに勝手に 曲を流していいの？

---

「営利を目的としない上演等」として、非営利、聴衆からお金をとらない、演奏者に出演料を払わないのであれば、○

ただし、音楽CDやレコードをそのまま再生する場合に限られる。

# SNSに載っていた写真は自由に使っていいの？

---

SNSに載っている写真を自由に見て楽しむことは、できますが、その写真を別のことに利用するのであれば、写真の著作者の許可が必要。



# ネットの記事をコピーして、SNSにアップ

---

記事の文章をコピーして、

SNSに貼り付けることは「私的複製」ではない。

(不特定多数に見られている)

# まとめ

---

## 対象

- 自分
- 家族
- 学校
- みんな
- 不特定多数

## 行動

- 複製
- コピー
- 送信
- 演奏
- 上映

# どこで、素材をさがせばいいの？



いらすとや <https://www.irasutoya.com/> (2020/06/25閲覧)

# 確認課題 タイトル 情報処理第5回目

---

ア. 著作人格権は、一部であれば他人に譲渡できる。

イ. 著作権は、著作物を創作した時点で自動的に与えられる。

ウ. 先生や生徒は、学校で授業の過程で利用するために著作物を複製することができる。

エ. 複製物を公衆へ貸与する権利である貸与権は、すべての著作物に対して存在する。

オ. 新薬の製造方法は著作物であり、著作権法で保護される。

# 参考文献

---

パーフェクトガイド情報 Office2016対応 実教出版

文化庁「自由利用マーク」<https://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/> (2020/06/25)

公益社団法人著作権情報センター <https://www.kidscric.com/qa/hajime/index.html> (2020/06/25)

小寺信良(2016) 学校で知っておきたい著作権 ①本の一部をコピーして授業で配ってもいいの? 汐文社

小寺信良(2017) 学校で知っておきたい著作権 ②運動会の旗に漫画キャラを描いてもいいの? 汐文社

小寺信良(2017) 学校で知っておきたい著作権 ③ネットの写真はSNSで使ってもいいの? 汐文社

山本光・松下孝太郎(2019) やさしくわかるデジタル時代の著作権 【②学校編】 技術評論社